

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和8年2月24日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町条例第11号

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
湯河原町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年湯河原町条例第18号）
の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし
書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433
円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」
を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、
同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号
ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、
「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100
円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840
円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施
行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給す
べき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及
び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）に
ついて適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年
金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係
る傷病補償年金等については、なお従前の例による。